

基安発0805第1号
平成26年8月5日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長



労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上之死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成 22 年、23 年、24 年と 3 年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成 25 年は 4 年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成 26 年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比 19.4%（6 月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業 4 日以上之死傷者数も対前年比 3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や 2 月の大雪の影響のほか、4 月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にありますが、こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成 26 年 8 月 5 日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久



基安安発0805第2号
平成26年8月5日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の徹底について

平成26年8月5日付け基安安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」により労働災害防止に向けた取組の強化を要請したところですが、建設業に対する緊急要請内容の詳細は下記のとおりですので、取組方よろしくお願いします。

記

1 建設業における労働災害発生状況

建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害は長期的に減少を続け、平成25年には、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力の結果、平成23年と並び過去最少の342人となりました。一方で、休業4日以上の死傷災害は、平成22年までは長期的に減少したものの、その後は3年連続して増加している状況にあります。

さらに、平成26年の労働災害の発生状況を見ますと、1月～6月末までの速報値では、休業4日以上の死傷災害は、6,922人と前年同期の6,653人と比較して269人（+4.0%）の増加となっており、死亡災害は、159人と前年同期の124人と比較して35人（+28.2%）の大幅な増加となっております。

労働災害の内訳を見ますと、休業4日以上の死傷災害では、「墜落・転落」が2,461人で、117人（+5.0%）増加しており、起因物は屋根等、足場等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が825人で、60人（+7.8%）増加しており、起因物は建設機械、動力運搬機（トラックなど）が多くなっています。

死亡災害では、「墜落・転落」が78人で、17人（+27.9%）増加しており、起因物は屋根等、足場、建築物等が多くなっています。また、「はさまれ・巻き込まれ」が24人で、16人（+200.0%）増加しており、起因物は建設機械や高所作業車が6割近くを占めています。

2 建設業を取り巻く環境

建設業を取り巻く環境としては、平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調にあり、未消化工事高が対前年比で増加していること、鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫していること等の状況にあります。また、建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないのではないかとすることも懸念されていますが、これらがそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

3 建設業における労働災害防止対策の徹底

上記の1及び2を踏まえて、災害発生、現場管理等の実態に即して「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止並びに暑熱期における熱中症予防について、以下の事項を重点とした点検・対策を徹底及び会員各位への周知をお願いいたします。

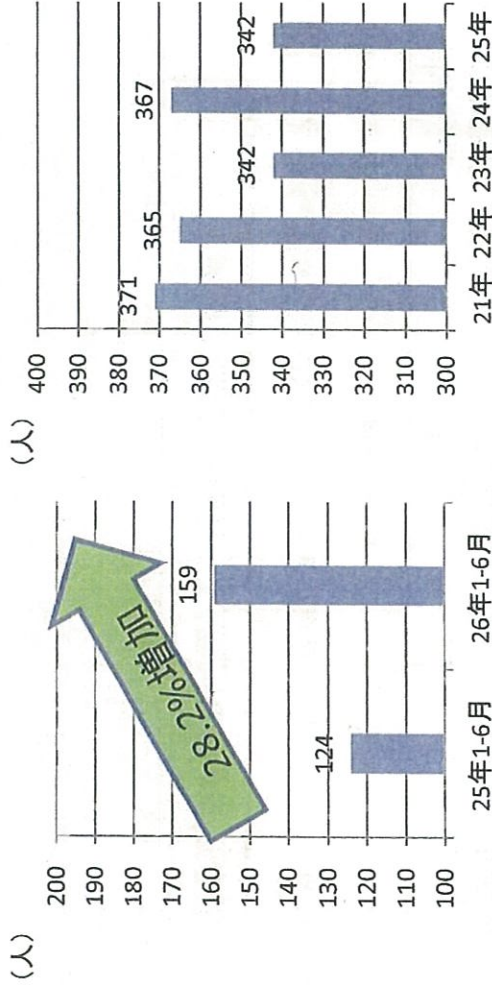
- (1) 高さ2メートル以上の箇所での作業時における、足場等の作業床の設置及び墜落防止用の囲い、手すり等の設置の徹底
- (2) 作業床を設けることが困難な場合における、安全帯を安全に取り付けるための設備の設置及び安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (3) はしご使用時における、上部及び脚部の固定等による転移防止措置の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロックの使用による安全帯（ハーネス型安全帯）の使用の徹底
- (4) 建設機械等（高所作業車などを含む。）に接触するおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置による誘導の徹底
- (5) 熱中症の予防のため、暑さ指数（WBGT値）を把握し、適切な休憩時間の確保等への活用、水分・塩分の摂取や不調者がいないかの確認などの対策の徹底

①

建設業における労働災害の発生状況

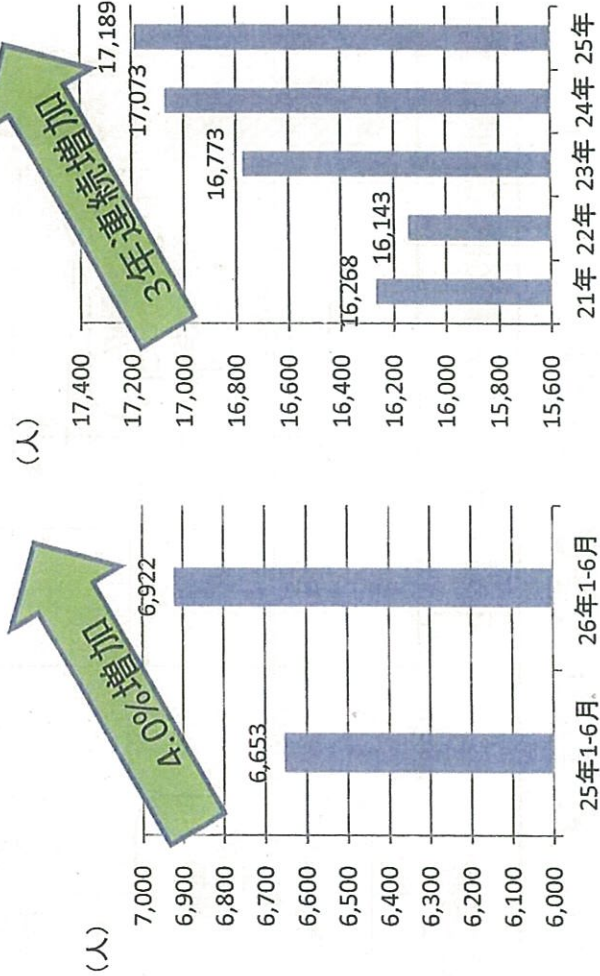
死亡災害

- 平成26年6月速報値
で、対前年比28.2%増



休業4日以上の死傷災害

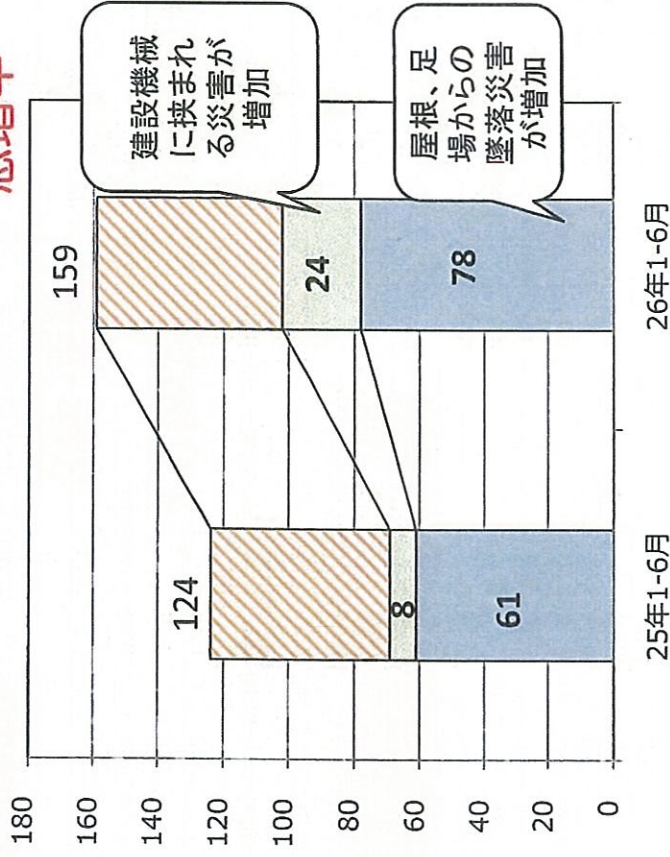
- 平成26年6月速報値
で、対前年比4.0%増
- 平成22年以降3年連続
で増加



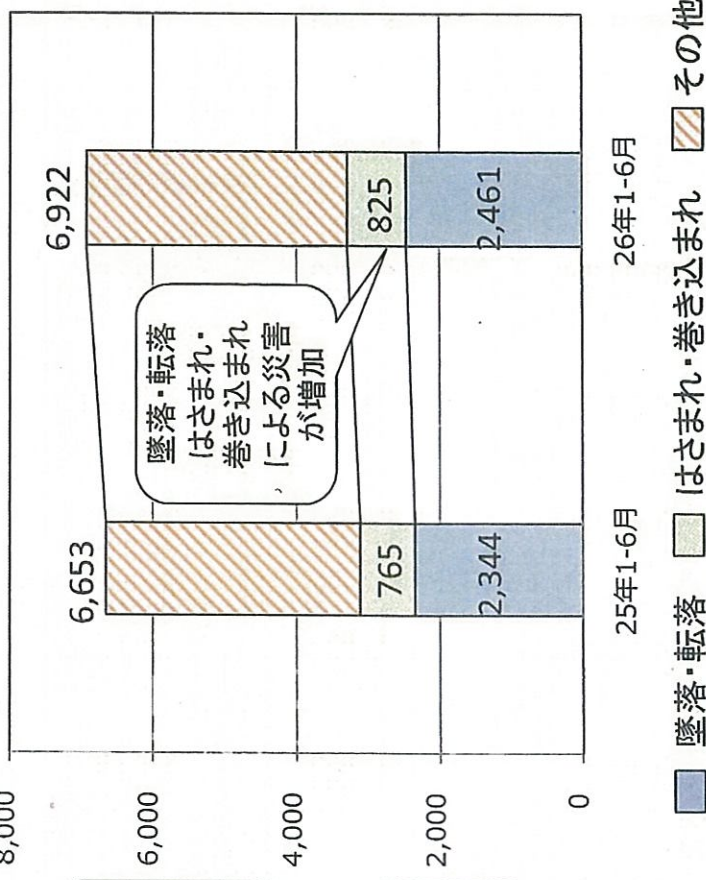
②

建設業における労働災害の特徴

(人) 事故の型別死亡災害発生状況 **急増中**



(人) 休業4日以上死傷災害発生状況 **増加中**



「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の災害防止対策の推進が必要

【建設業における労働災害の増加要因】

- 平成24年から増加に転じた建設投資額が引き続き増加基調
- 未消化工事高が対前年比で増加
- 鉄筋工や型枠工などの建設技能労働者の需給状況がひっ迫
- 建設工事量の増大、技能労働者や現場管理者の不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障を来し、個々の労働災害防止措置が十分に徹底されていないかという懸念

③

建設業において取り組んでいただきたい事項

「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の推進

1. 「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施について、パンフレット等を活用して会員に周知
2. 「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策を重点としたパトロール等の実施
3. 全国大会等でのパンフレット配布等による周知啓発

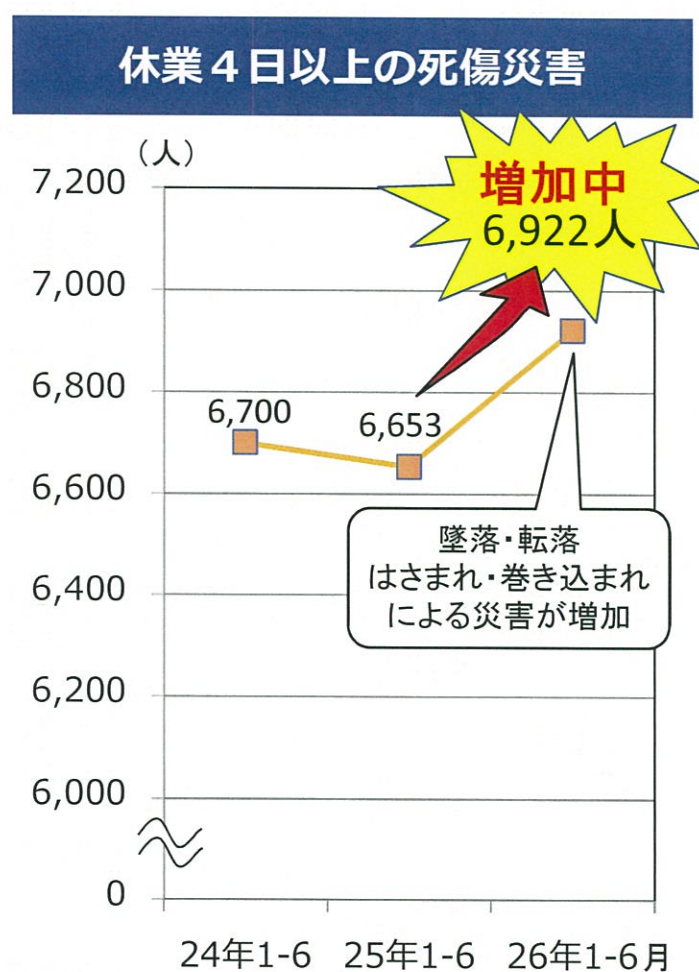
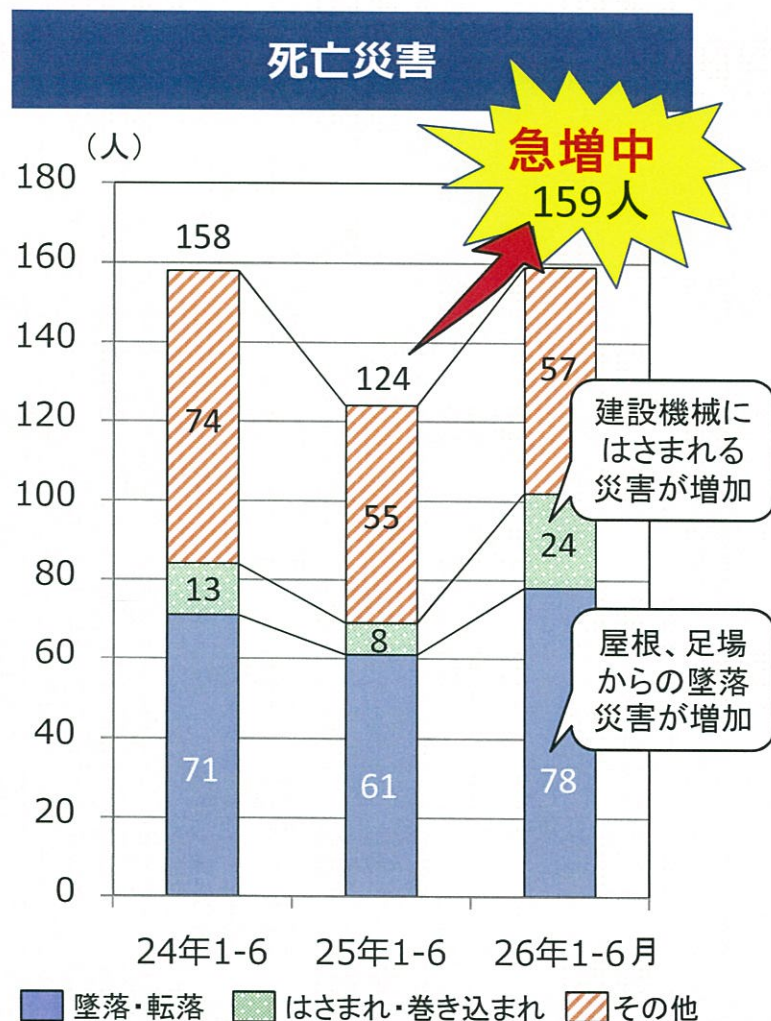
建設業の労働災害が増加中！

！STOP 労働災害

墜落・転落や、はさまれ・巻き込まれによる労働災害が増えています。点検・対策の徹底・安全衛生教育に取り組んでください。

労働災害増加の背景には、技能労働者や現場管理者の不足などがあるのではと懸念されています。こうした観点も踏まえ、現在実施している労働災害防止措置が十分か点検し、個々の労働災害防止措置の徹底に加えて、職長や作業員に対する安全衛生教育を実施してください。

◆労働災害発生状況



建設業における「墜落・転落」や「巻き込まれ」などの災害防止・熱中症予防チェックリスト

- ・ 現場で下記の項目を確認してください。
- ・ 「いいえ」の項目があった場合は、改善例を参考に現場にあった対策を実施しましょう。

1. 墜落・転落災害防止対策を進めましょう。		改善例	
① 作業床を設けていますか。	はい	いいえ	→ 足場、高所作業車などにより十分な広さの作業床を設けましょう。
② 作業床に、手すりは付いていますか。			→ 作業床から高さ85cm以上の位置に手すりを設けましょう。
③ 中さんはついていますか。			→ 作業床から高さ15cm以上40cm以下の位置に中さんを設けましょう。
④ 手すりなどをはずした場合は原状復帰をしていますか。			→ はずした手すりなどの原状復帰は必ず行いましょう。
⑤ 工具や部材が落ちないようにしていますか。			→ 高さ10cm以上の幅木、防網などを設けましょう。
⑥ 作業床が困難な場合は、安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロッックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑦ これまでは足場を設置して行っていた作業を経費節減などのため、安易に安全帯による作業にしていますか。			→ 原則として、足場などを設置して、作業床を設けましょう。
⑧ 開口部などには、囲いなどを設けていますか。			→ 墜落防止用の囲い、手すりなどを設けましょう。
⑨ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張っていますか。			→ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張りましょう。
⑩ これまでは防網などを張って行っていた作業を経費節減などのため、防網を張らずに行っていますか。			→ 墜落防止用の防網などを張りましょう。
⑪ はしごの上部と下部を固定していますか。			→ ロープなどで、はしごの上部と下部を工作物に固定しましょう。
⑫ はしごの上り下りは安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロッックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑬ 脚立には開き止め金具が付いていますか。			→ 脚と踏み面の角度を保つ、開き止め金具が付いているものを使用しましょう。
⑭ 脚立には十分な広さの踏み面がありますか。			→ 作業を安全に行うために必要な面積の踏み面があるものを使用しましょう。
⑮ 脚立の支柱の下端には滑り止めがありますか。			→ 滑り止めを設けて転移を防止しましょう。
⑯ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

2. 車両系建設機械などによる災害防止対策を進めましょう。		改善例	
① 周りで作業している作業者に連絡していますか。	はい	いいえ	→ 作業計画を立て、事前に関係者に連絡しましょう。
② 立入禁止措置はできていますか。			→ 建設機械などに接触するおそれのある場所への立入禁止を徹底しましょう。
③ 不十分な立入禁止で車両系建設機械などの近くで作業していませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
④ 立入禁止を十分認識せずに、安易に立ち入っていますか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
⑤ 立入禁止に替えて誘導者を配置し機械を誘導していますか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑥ これまで誘導者を配置していたものを、配置せずに実施していませんか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑦ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

3. 熱中症予防対策を進めましょう。		改善例	
① 暑さ指数（WBGT値）を把握していますか。	はい	いいえ	→ 暑さ指数を把握し、休憩をとるなどの対策を進めましょう。
② 水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認していますか。			→ 水分・塩分を摂取するよう指導し、労働者の体調管理を行いましょう。

4. 安全衛生教育を徹底しましょう。		改善例	
① 雇入れ時に新規参入者教育を実施していますか。	はい	いいえ	→ 教育を実施しましょう。
② 新規入場者教育を実施していますか。			※ 「建設業職長等指導力向上事業」を実施しています（厚生労働省委託事業）。
③ 職長教育を実施していますか。			能力向上教育に準じた教育です。詳しくは、ホームページをご覧ください。
④ 建設従事者教育を実施していますか。			https://ks-sc.co.jp/leadership/